

昭和五十五年建設省告示第千七百九十八号の一部を改正する件
 制定：令和 2年 2月27日国土交通省告示第202号

昭和五十五年建設省告示第千七百九十八号の一部を改正する件
 令和 2年 2月27日国土交通省告示第202号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十四条の十七第三号の規定に基づき、昭和五十五年建設省告示第千七百九十八号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年二月二十七日 国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える

。

改 正 後	改 正 前
第一～三 (略)	第一～三 (略)
第四 講習の実施に係る特例	(新設)
自然災害その他の事情により、第三の二に規定する講習実施計画書に基づく講習の実施が困難と認められる場合には、第一から第三までの規定にかかわらず、国土交通大臣が認める方法により実施することができる。	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。
